会社が法第八十七条の三第一項（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（法第八十七条の三第一項に規定する基準議決権数をいう。）を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六　（略）

（届出事項等）

第二百二十四条　法第百二十六条第十二号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　共済事業実施組合（信用事業実施組合を除く。以下この条において同じ。）である漁業協同組合及び水産加工業協同組合若しくはそれらの子会社が担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十八条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社とした場合（法第百二十六条第三号の規定により届出をしなければならない場合を除く。）

二　（略）

三　第一号に規定する子会社が名称、本店の所在地若しくは主な業務の内容を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（法第百二十六条第四号の規定により子会社でなくなったことについて同号の届出をしなければならないとされるもの及び同条第五号の規定により子会社対象会社に該当しない子会社となったことについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）

四　連合会若しくはその子会社が担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十八条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社とした場合（法第百二十六条第九号の規定により届出をしなければならない場合を除く。）

五　（略）

六　第四号に規定する子会社が名称、本店の所在地若しくは主な業務の内容を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（法第百二十六条第十号の規定により子会社でなくなったことについて同号の届出をしなければならないとされるもの及び同条第十一号の規定により子会社対象会社に該当しない子会社となったことについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）

七～二十一　（略）

2　（略）

3　第一項第二十一号に規定する不祥事件とは、組合等又はその使用人その他の従業者（組合等が法人であるときは、その役員（法人が役員であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二　（略）

三　準用金融商品取引法第三十八条第二号から第六号まで若しくは第九号又は第三十九条第一項の規定に違反する行為

四　法第十五条の五、第十五条の六又は第十五条の九（これらの規定を法第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反する行為

五　第四十条の二第一項の規定に違反する行為

六　準用保険業法第三百七条第一項第三号に該当する行為

七・八　（略）

4・5　（略）

会社が法第八十七条の四第一項（法第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（法第八十七条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。）を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六　（略）

（届出事項等）

第二百二十四条　法第百二十六条の二第十二号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　共済事業実施組合（信用事業実施組合を除く。以下この条において同じ。）である漁業協同組合及び水産加工業協同組合若しくはそれらの子会社が担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十八条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社とした場合（法第百二十六条の二第三号の規定により届出をしなければならない場合を除く。）

二　（略）

三　第一号に規定する子会社が名称、本店の所在地若しくは主な業務の内容を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（法第百二十六条の二第四号の規定により子会社でなくなったことについて同号の届出をしなければならないとされるもの及び同条第五号の規定により子会社対象会社に該当しない子会社となったことについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）

四　連合会若しくはその子会社が担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十八条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社とした場合（法第百二十六条の二第九号の規定により届出をしなければならない場合を除く。）

五　（略）

六　第四号に規定する子会社が名称、本店の所在地若しくは主な業務の内容を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（法第百二十六条の二第十号の規定により子会社でなくなったことについて同号の届出をしなければならないとされるもの及び同条第十一号の規定により子会社対象会社に該当しない子会社となったことについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）

七～二十一　（略）

2　（略）

3　第一項第二十一号に規定する不祥事件とは、組合等又はその使用人その他の従業者（組合等が法人であるときは、その役員（法人が役員であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二　（略）

三　準用金融商品取引法第三十八条第二号から第六号まで又は第九号の規定に違反する行為

四　法第十五条の五（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反する行為

（新設）

（新設）

五・六　（略）

4・5　（略）